

# 選挙公営にかかる契約書の様式例

収入  
印紙

## 選挙運動用自動車運送契約書（例）

使用者（候補者）（以下「甲」という。）と一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「乙」という。）とは、令和7年4月13日執行の選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり運送契約を締結する。

- 1 乙は、甲が使用する選挙運動用自動車を運送し、甲は、これに対して使用料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大山町に帰属することとならない場合においては、大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を大山町長に対し請求するものとする。
- 2 自動車の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 3 使用料は1日につき金 円（消費税相当額を含む。）とし、総額金 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
(候補者)

氏 名 印

乙 住 所  
(名称及び代表者)

氏 名 印

## 備 考

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の運送につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、選挙運動に使用できる自動車は、候補者一人につき一台に限られること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、一般乗用旅客自動車運送事業者は、町長に対して請求することができないこと。

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書（例）

賃借人（候補者（以下「甲」という。））と賃貸人（以下「乙」という。）とは、令和7年4月13日執行の選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、甲は、これに対して賃料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大山町に帰属することとならない場合においては、大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を大山町長に対し請求するものとする。

(1) 車種

(2) 自動車ナンバー

2 自動車の賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

3 賃貸借料は1日につき金 円（消費税相当額を含む。）とし、総額金 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
(候補者)

氏 名 印

乙 住 所  
(名称及び代表者)

氏 名 印

## 備 考

- 賃貸人が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の賃貸借につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、選挙運動に使用できる自動車は、候補者一人につき一台に限られること。
- 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、賃貸人は、町長に対して請求することができないこと。



## 選挙運動用自動車運転手雇用契約書（例）

雇用人（候補者（ ）（以下「甲」という。）と被雇用人（以下「乙」という。）とは、令和7年4月13日執行の選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大山町に帰属することとならない場合においては、大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を大山町長に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 3 報酬の額は1日につき金 円とし、総額金 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
(候補者)

氏 名

印

乙 住 所  
(運転手)

氏 名

印

## 備 考

- 1 運転手（被雇用人）が、町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名を記載し、印章についても、この契約に押印したものを使用すること。
- 2 町費負担の対象となるのは、立候補の届出の日から選挙期日の前日（無投票の場合は、無投票となった日）までの期間中の雇用につき、基準内の単価で積算した金額であること。また、同一の日につき二人以上の運転手が雇用される場合には、候補者の指定する一人に限られること。
- 3 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、運転手（被雇用人）は町長に対して請求することができないこと。



収入  
印紙

選挙運動用ビラ作成請負契約書（例）

発注者（候補者）（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、令和7年4月13日執行の選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙は、これを請け負うものとする。
 

(1) 規格	_____ cm × _____ cm
(2) 数量	_____ 枚
(3) 納期	令和 年 月 日
- 2 請負代金はビラ1枚につき金 円 銭（消費税相当額を含む。）とし、総額金 円とする。
- 3 乙は、納期内にビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して請負代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により大山町長に帰属することとならない場合においては、大山町議会議員及び大山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の規定に定める金額を大山町長に対し請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲・乙協議の上、別に決定する。  
上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所  
(候補者)

氏 名 印

乙 住 所  
(名称及び代表者)

氏 名 印

備 考

- 1 ビラ作成業者（請負者）が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記されたとおりの住所、氏名等を記載し、印章についても、この契約書に押印したものを使用すること。
- 2 ビラの規格は、長さ29.7cm以内、幅21.0cm以内とすること。
- 3 町費負担の対象となるのは、法令で定める枚数を、基準内の単価で積算した金額の範囲内であること。（2種類のビラを作成する場合、2種類を通じた枚数及び金額であること。）
- 4 候補者に係る供託物が町に帰属することとなった場合は、ビラ作成業者（請負者）は、町長に請求できないこと。
- 5 2種類のビラを同一業者で作成する場合にあっては、1種類ごとに契約を行うこと。